

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 報告第1号 専決処分事項の報告（令和元年度美浜町一般会計補正予算（第5号））についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） おはようございます。

報告第1号 専決処分事項の報告（令和元年度美浜町一般会計補正予算（第5号））について細部説明を申し上げます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ48,000千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を39億59,241千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、地方交付税、普通交付税32,000千円の減額は、財源調整によるものでございます。

寄附金、一般寄附金、ふるさと納税寄附金80,000千円の追加は、昨年12月のふるさと納税寄附金が大幅に増加したことによる追加でございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費48,000千円の追加は、ふるさと納税返礼及び事務手数料の追加でございます。県内の各市町と協定を結び、返礼品の拡充が図られたことにより、昨年末に多額の寄附金が寄せられたことによるものでございます。返礼品等の予算が不足となるため、令和2年1月31日付で専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第1号 専決処分事項の報告（令

和元年度美浜町一般会計補正予算（第5号）については、承認することに決定しました。

日程第2 議案第1号 美浜町津波避難タワー設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） おはようございます。

議案第1号 美浜町津波避難タワー設置及び管理に関する条例の制定について、細部説明を申し上げます。

美浜町津波避難タワー、近々完成いたします浜ノ瀬地区津波避難タワーについて、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、条例を制定するものでございます。

具体的には、第1条では津波避難タワーの設置及び目的、第2条では名称及び位置、第3条では津波避難タワーの管理、第4条では避難タワーの使用、第5条では使用の不許可、第6条では損傷報告及び損害賠償、第7条では委任規定についてを定めてございます。

附則としまして、この条例は、令和2年4月1日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 条例自体、何らあれなんですけれども、名称が浜ノ瀬地区津波避難タワーと、硬くて長い、硬い建物なので致し方ないんでしょうけれども、そういうことではなくて、意見を述べる場ではないんですが、地元の皆さんとか、いろんな施策の関係でお聞きしますところによりますと、何か愛称、浜ノ瀬の津波の記録の碑には、地震があれば津波が来るから切戸の高台に逃げろと、そんなふうな碑文があったように記憶をしておりますが、これも、とにかく愛称か何かを付けて、短いね、大きな地震があればそこに逃げろというふうなことをしたほうが、より一層効果的じゃないかというような意見をお聞きしましたので、そんなふうなお考えはないでしょうか。これは、今ある松原地区の高台についてもわかりでありますし、また、田井畑の、はたまた今後できるであろう、上田井地区のところも同じようなことがございますが、そんなにしたほうがより一層効果が出るので、そのようなお考えはないのか聞いてくれと言われましたので、お聞きする次第ですが。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

ご提案ありがとうございます。早速区長にもお願いして、そういうふうに進んでいけたらなと思います。一応条例では、こういう名称にしておりますが、また、区の皆さんにもお願いしてみますので、どうかご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） ほか、ありませんか。

6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） ここに、備品云々というところがあるんですけども、先般の東

北の地震のときにも大津波警報というのが39時間出てました。39時間も出てたということは、下手打ったら、39時間あそこにおらないかん可能性が出てくるとなったときに、今備品ということが出てるんですけども、どういう備品を準備しようとお考えでしょうか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えいたします。

まず備品についてですけども、非常用の水、その前に最上階に備品の収納ボックスを設置しております。そこへ、非常用の水、それと毛布、簡易トイレなどを備蓄したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 39時間快適に冬でも過ごせるような装備を備品として置いてもらえるというふうに理解させてもらってよろしいでしょうか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えいたします。

必要最小限のものは準備したいと思っております。

○議長（谷重幸君） ほか、いいですか。

8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 今、碓井議員の質問の中でもありましたですけども、避難の備蓄のものに先日からの感染症等の関係で思うと、一定の衛生用品等のものも検討してもうたほうがええんちゃうかなと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えいたします。

備品の収納ボックスも限られておりますので、なかなか、そこまでというふうなところが難しいのではないかなと思いますけれども、先ほど碓井議員にお答えしたとおり、一時避難所になりますので一時避難に必要な最小限のものは備蓄したいというふうに考えております。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町津波避難タワー設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 美浜町手話言語条例の制定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） おはようございます。

議案第2号 美浜町手話言語条例の制定について、細部説明を申し上げます。

平成18年に採択された国連の障害者権利条約に「手話は言語である」ことが明記され、国においても平成23年に障害者基本法の改正により「全ての障害者は、可能な限り、手話を含めての言語、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

既に条例を制定した自治体や制定に向けた動きもあることなどから、当町においても、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関する基本的理念を定め、全ての町民が人格と個性を尊重し合いながら、共生することができる地域社会を実現することを目的に制定するものでございます。

第1条は、本条例の目的について、定めてございます。

第2条は、基本理念について、手話の理解及び普及は、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として行われなければならないと定めてございます。

第3条は、町の責務について、基本理念にのっとり、必要な施策を推進するものと定めてございます。

第4条は、町民の役割について、基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるものと定めてございます。

第5条は、町が推進する施策を規定してございます。

第6条は、委任規定を定めてございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 施策の推進であるとか、委任規定のところ規定もございますので、必要な事項というか、具体的な施策、その中には、私はイメージが貧困なもので、このようなことが例えば、同時通訳のことがあるのかとか、そんなふうになると、人員とか、かなりその当事者に労とかかかって、10分、15分ぐらいしかできないように連続してです。私自身も町の講座で手話の、そういうところに何度か、2回か、3回参加したことがあるんですけども、2日たつと忘れます。あのときは、自分の名前も言えたはずなんですけれども、全く今は、ありがとうぐらいしか分からないので、そんなふうな教育の支援体制であるとか、人員の底辺の底上げであるとか、そんなことも当然、記載されてしかるべきだと思うんですけども、そのあたりの具体的な施策については、今、決まっているのであればお示しを願いたい。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

私ども、社会福祉協議会のほうで毎年夏休みに2日間夜、ずっと開いております。それと、今、令和2年度で3回目になりますが、1市5町で、手話奉仕員養成講座というのを実施しております。令和元年度は美浜町が担当で美浜町のほうで行いました。それもありますし、子どもたちも学習の場で手話福祉教育というので、手話を勉強したりとか、そういうのもやっております。また、私ども、手話サークルの協力も得ながら進めても行きたいと思っておりますし、それから、広報などにも指文字を掲載したりとか、そういうふうなことも広めていきたいなとは思っております。どうか、議員の皆さんも、簡単な手話を勉強してください。よろしくお願いいたします。

○議長（谷重幸君） 2番、高野正議員。

○2番（高野正君） やはり、習いに行っても、2日たったら忘れるんです。それで、ちょっとおかしなことを聞くんですが、手話って、方言ありますよね、多少。私、習いに行ったら聞いたんです。先ほど議員の間でも、方言は、世界共通違うんかという、そういう話がありましたので、ぜひ、ここではっきりしといてほしいんやけれども、方言、ちょっとありますよとか、国際的にどうなのか。アメリカと日本では全然違うやん。全然違うということはないと思うんですよ。でも、さっきも言ったけれども、日本人は、鶏が鳴いたら、コケッコーやけれども、アメリカじゃ、クックドゥーやとか。表現も違ってくると思うんで、その辺、教えてください。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 高野議員にお答えいたします。

少しは方言もあると思います。でも、やはり手話は世界で共通語になっておりますので、そこら辺のご理解をお願いいたします。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 第3条のところなんですけれども、手話の理解及び普及を図り、ろう者が手話を利用しやすい環境を整備するため必要な施策を推進するものとするというところに、ちょっと思うんですけれども、やっぱり、町がそのように手話言語条例を作るということで、アピールという意味で、今窓口業務の挨拶ぐらいの手話とかできたらいいなど、私は思うんですけれども、皆さんが来られたときに、ちょっと大体雰囲気分かるなど、皆さんやったらお顔で分かると思うんで、そのときにちょっと挨拶できたらなと思うんですけれども、今現状はどのようになっておりますか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 手話の少し分かる職員は、今育休で休んでおりますが、私も健康推進課長のときに、毎朝朝礼で簡単な手話をみんなでやりました。もちろん、やはり、挨拶とか、少しお待ちくださいとか、そういうぐらいのことは、やっぱり職員もできなかつたらいけないなと思いますので、これから、職員にも少しずつ勉強してもらおうように努力いたします。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 第4条のところなんですけれども、町民は役割についてです。先ほどもおっしゃっておられました社会福祉協議会のほうで夏に2回ほど夜に講座をしてるというのは、私も行かせていただいたんで知っております。小学生の子が学習発表会か何かのときに「翼をください」をみんなでやって、私もそれで一緒に見よう見まねでやった記憶もございます。そのときは、いいことだなと私も思ったんですが、もう少し、私は夜の講座というのを、もう少し回数を増やしていただいたら町民が触れる機会も増えてくると思うんですけれども、その辺の施策というか、プランは今後考えていただくことはできますか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 龍神議員にお答えします。

今、1市5町でやっています手話奉仕員養成講座につきましては、毎週金曜日、年間40回開いてるのがありますので、それに申し込んでいただいて、一緒に勉強していただけたらと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町手話言語条例の制定については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は9時40分です。

午前九時二〇分休憩

—————・—————

午前九時四〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

日程第4 議案第3号 美浜町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第3号 美浜町監査委員条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についても、ご参照ください。

今回の改正は、平成29年6月に地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、地方自治法の一部改正により「第243条の2」が「第243条の2の2」に条ずれすることから、本条例におきまして引用しています第4条の改正を行うものでございます。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） この機会に、現在もそうでしょうけれども、法の243条の2の第3項の規定って何ですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

地方自治法第243条の2の第3項につきましては、職員の賠償責任についての規定でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町監査委員条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 美浜町固定資産評価審査委員会条例及び美浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第4号 美浜町固定資産評価審査委員会条例及び美浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についても、ご参照ください。

今回の改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、当町の美浜町固定資産評価審査委員会条例及び美浜町手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、法律の一部改正により、題名の改称や条ずれすることから、本条例におき

まして引用しています、第6条、第10条、別表第2の改正を行うものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 美浜町固定資産評価審査委員会条例及び美浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 美浜町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第5号 美浜町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についても、ご参照ください。

今回の改正は、令和2年1月、総務省からの通知により、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、条例の改正案が示されましたので、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、正職員と同様に任命権者の面前において、宣誓書に署名し、職務を行うのであれば改正の必要はありませんが、会計年度任用職員の宣誓については、採用前に事前に郵送し、署名をしてもらい提出していただきますので、今回、改正を行うものでございます。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 送付される書面の記載内容というんですか、それは公表できるのであればお教え願いたい。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

美浜町職員のサービスの宣誓に関する条例の中に、別表か表かなんかあると思います。そこ

に宣誓書というところで記載されておりますので、そちらを参考にさせていただけたらと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） そこにある、別段の定めをすることができると思いますが、その内容というのは、先ほど説明があった事前に渡しておくということなんですか。どういう内容なんですか、別段の定めというのは。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

別段の定めをすることができるということですが、本来でしたら、会計年度任用職員については、任命権者の面前において宣誓書に署名していただくということになるんですけれども、2項のところ、別段の定めをすることができるということで、ほかに規則とか内規とか、そういうふうなのを設けて規定のほうをするといったところがございます。条例以外で規定を設けて、そちらに基づいて宣誓書のほうについては、事前に郵送して署名してもらおうと、そういうふうな規定のほうを新たに設ける予定でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 今度、このたび4月から会計年度任用職員に希望する人はなると思うんですけれども、その人たちから宣誓の署名をすることに認識でよろしいんですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

この会計年度任用職員というのは、この4月1日から施行となります。今までの臨時職員とかについては宣誓書はもらってはおりません。制度が施行されるということで、全ての会計年度任用職員については宣誓書をもらう予定となっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 美浜町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。住民課長。

○住民課長（中西幸生君） おはようございます。

議案第6号 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についても、ご参照ください。

今回の改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、当町の美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、法律及び施行令の一部改正により、条の追加や条ずれが生じたので、本条例におきまして引用しています、第15条第3項の改正を行うものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 新旧対照表についても単に条文が変わったからという、見出しというか、変わっただけのようで、そもそも、先ほども同様の質問をいたしました。法第13条第1項、施行令とおっしゃったのか、第8条から第11条までの規定というのは、そもそも何なんですか。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） お答えします。

今回の、新旧対照表をご覧いただきましたら、もともとは償還の免除、一時償還違約金、それとか支払い猶予の関係でございますけれども、今回、災害弔慰金の法改正によりまして、追加されたことですが、その支払猶予に関して政令のほうでやむを得ない理由として明確に、盗難とか病気とか負傷などのときには支払猶予が受けられるということの条文が追加されたことと、それと、免除に関しまして、借受人、または保証人に対して資産の状況の報告を求めることができるということで、法律のほうの条文に改正されました。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 美浜町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第7号 美浜町営住宅条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についても、ご参照ください。

今回の改正は、平成29年6月、民法の一部を改正する法律が公布され、民法における債権関係の見直しが行われ、令和2年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

第12条の改正は、町営住宅へ入居する際の保証人について、民法の改正では、保証人の規定を削除することもできますし、保証人の規定を存置し、保証する極度額を設定することもできることになってございます。

当町におきましては、入居者が家賃を支払っていただけない場合には、保証人の方に、ご相談するケースもございまして、保証人の規定を存置する改正となっております。なお、極度額については、家賃の時効が5年ですので、60月分としてございます。

次に、第43条の改正は、住宅の明渡し請求を行ったときに、利息を付して家賃を徴収することができる規定の改正で、「年5分の割合」を「法定利率」とするものでございます。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） その法定利率というのは、この年5分の割合と違いはありますか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、年5分の割合というのが年5%と、法定利率につきましては、令和2年4月1日からは年3%と改正されます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） 入居者の皆さん、保証人、現在、存在してますか。どうですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

保証人についてですけれども、まずは入居の際に全て保証人ということではいただいているところがございます。しかし、台帳のほうとか見てみますと、亡くなった方とか、そういった方もおられるのは事実でございます。うちのところの条例、規則等では請書の規定のほうも定めておるわけなんですけれども、その中では連帯保証人が変わったときには、入居者の方は届出するというふうにはなっておるんですけれども、全てができていくかと

いえばできていないところもございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、高野正議員。

○2番（高野正君） 前も言ったことがあるんですけども、何年に1回は保証人を見直して新たに提出してもらおう。これ、5年家賃払わなんだらということだと、最低5年に1回は保証人を新たに、同じ方でも証書もらわないと、もし、入居者が亡くなって、この後どうするんやと、保証人も亡くなってたら。こんなばかな話はないんで、現実起こったこともあるでしょう、今まで。だから、そういうことを気をつけてというために、5年に一遍最低は、保証人再度提出していただくとか、そういう方向ではお考えないんですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

保証人の見直しについてですけども、5年に1回云々というふうなことでございますけれども、再度入居者の方に通知のほうをしたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 美浜町営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 美浜町漁船係留施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 議案第8号 美浜町漁船係留施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

平成27年度における測量業務や基本設計業務より着手してまいりました下流側の漁船係留施設の建設につきましては、来月30日が最終工程であるアスファルト舗装工事の工期末であり、その後の和歌山県による工事完成検査を経た後、美浜町に引渡しされることとなっております。

遅くとも6月1日には、漁業者の皆様による供用開始が確実と見込まれ、紀州日高漁協美浜町支所在籍の漁船が15隻係留される予定でございます。

このことにより、施設の名称や位置に関する規定である第2条中の表において、このたび完成することとなる下流側の係留施設に関する事項を追加するものでございます。

附則といたしまして、施行日を令和2年6月1日としています。

補足といたしまして、土地の所在を表記した資料をお手元に配布させていただいております。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 美浜町漁船係留施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第9号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についても、ご参照ください。

今回の改正は、平成29年6月に地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、当町の美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、地方自治法の一部改正により「第243条の2」が「第243条の2の2」に条ずれすることから、当町の本条例におきまして引用しています第5条の改正を行うものでございます。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 町道の認定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 議案第10号 町道の認定について、細部説明を申し上げます。

今回、「浜ノ瀬39号線」として町道の認定をお願いいたしますのは、現在、浜ノ瀬地内にて建設中であります津波避難施設の南側に隣接する道路であり、同施設とともに工事を進めてまいりました。

県道日高港線との接続点である「大字濱ノ瀬字上東端13番6地先」を起点とし、町道浜ノ瀬東通線との接続点である「大字濱ノ瀬字上東端23番7地先」を終点とする東西に通じる路線であり、延長が44.3m、幅員は4.1m、来月1日より供用を開始する予定でございます。

なお、補足といたしまして、当該認定箇所に関する資料をお手元に配布させていただいております。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 町道の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 工事委託契約の変更についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 議案第11号 工事委託契約の変更について、細部説明を申し上げます。

令和元年度における日高港（西川地区）漁船係留施設整備事業につきましては、下流側係留施設に係る建設工事の最終年度であり、令和元年6月議会において、1億17,000千円の契約金額で議決をいただき、同日付で和歌山県と協定書を締結の上、委託して、物

揚場における上部コンクリート工の一部や階段コンクリート工、照明設備工、アスファルト舗装工などの建設工事を進めているところであります。

工事の発注件数は3件、その契約額に関しましては、現在のところ、合わせて84,227千円でございます。

既に2件の工事が完了し、最終工程でありますアスファルト舗装工については、翌年度に繰り越しての施工となるため、その増額分を考慮の上、和歌山県との間で締結している協定書中の契約金額を31,626千800円減額し、85,373千200円に変更いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

補足といたしまして、工事の概要に関する資料をお手元に配布させていただいております。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 減額になるので、何もあれなんですけれども、三千数百万円。これだけ減額になると、こちらの事務処理というんですか、手続、その辺、全く私は分からないので、実際、よくこういうふうに変更契約であるとか、いろんな議案が出ますが、どれぐらい町の職員、担当課なり、それなりのところに労力がかかっているのだろうということで、町民の皆さんにもご説明したいなと思うところが、当然そうすべきだろうということでもありますので、例えば記載の額が変わるとか、補助金か何か交付金を頂いたらそれが変わるとか、もちろん一般財源持込み、持ち出しの部分も変わるとか、こんな抽象的な質問で、ちょっと具体的に欠けるかなと思うんですけれども、現実、課長これ、この変更をこちらで今度するのに、どれぐらい時間がかかるのかなと、少し、その辺を今後のためにもご教授願えたらなと思うんですが、いかがですか。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えいたします。

当初、1億17,000千円で工事を進めていくということで計画しておりまして、最終的には今回、85,000千円代になりました。その三千数百万円の減額において、どれぐらい労力、事務的などところかというご質問であるかと思えます。

まず、防衛省の補助金を頂戴しておりますので、防衛省からいただいた内示額について、こちらから大阪に出向きまして、その減額の理由等々について説明をし、理解をしていただいた上での今回のことになってございます。

また、ちょっと余談なんですけれども、この防衛省の事業なんですけれども、工事の発注件数ごとに発注用の設計書をもって交付申請の決定をいただきます。当然、その際にはヒアリングがございます。さらに工事の変更契約の際に、変更契約の設計書を持って行って、その理由を事細かに説明し、変更交付決定を受けた後でないと、防衛省さんが認めてくれないと、その先の事業を進めていくことができないというところの内容で、発注件

数1件ごとに、発注前の防衛省への申請、変更時の申請、実績報告の申請ということで、少なくとも3回は大阪でのヒアリングを受けることになってございます。

それが、今回工事の件数が3件ですけれども、過去におきましては、1億70,000千円ぐらいの事業費であったときには、さらに工事の件数が増えてきて、その都度ということになってございます。

そういった中で防衛省さんのヒアリングを受けての、この周辺整備事業でございました。以上でございます。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第11号 工事委託契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第12号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第6号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ94,687千円を追加し、補正後の総額を40億53,928千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、入札差額や実績見込みにより不用額を減額するのが大半でございます。これらの不用額とまだ予算化していない前年度繰越金など合わせて財政調整基金へ2億20,000千円を積立することが主なものでございます。

では、ページを追ってご説明いたします。

4ページ、第2表は、繰越明許費でございます。

その内訳として、農林水産業費、日高港西川地区漁船係留施設整備事業11,689千円は、アスファルト舗装工事の繰越し、町道吉原宮前線整備事業9,552千円は、歩道側の拡幅改良工事の繰越し、道路新設改良費の町単独事業2,000千円は、和田地内の排水改良工事の繰越し、都市計画道路見直し業務は2,700千円の繰越し、消防費、上田井地区津波避難施設実施設計業務40,000千円、田井畑地区津波避難施設整備事業71,333千円の繰越し、教育費、小中学校費、校内通信ネットワーク整備事業は、GIGAスクール構想によるものでございまして、小中学校の児童・生徒に1人1台の端末と通信ネットワークを整備するものでございます。今年度は、国の補正予算により、ネッ

トワークの環境整備を今回の補正予算において予算計上しておりますが、全額、翌年度へ繰越しするものでございます。

5ページ、第3表 債務負担行為補正は、基幹系機器使用料、長期総合計画策定業務委託、情報系PCリース料において、令和2年度以降に支払う債務負担行為額が減額となりましたので、限度額を引き下げるものでございます。

6ページ、地方債補正は、校内通信ネットワーク整備事業に係る地方債の追加でございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

10ページ、地方交付税、普通交付税1億5,401千円の追加は、財源調整や財政調整基金へ積立てを行うものでございます。

分担金及び負担金、分担金、土木費分担金3千円の減額は、小規模土砂災害対策事業の減額でございます。

負担金、民生費負担金、社会福祉費負担金1,300千円の減額は、利用者数の減による老人福祉費負担金の減額によるものでございます。

児童福祉費負担金1,108千円の追加は、実績見込みによる広域入所、認可保育所の追加でございます。

教育費負担金、こども園費負担金937千円の追加は、長時間児保育料、短時間児保育料、保育所運営費、こども園給食費の実績見込みによるものでございます。

学校給食費負担金1,700円の減額は、学校給食数の減によるものでございます。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、児童福祉費負担金、児童手当負担金2,694千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

12ページ、国庫補助金、農林水産業費国庫補助金、農業費補助金147千円の追加は、農業委員会交付金の実績によるものでございます。

水産業費補助金、防衛施設周辺整備助成補助金22,707千円の減額は、日高港西川地区漁船係留施設整備の実績による減額でございます。

土木費国庫補助金、住宅費補助金1,646千円の減額は、実績による住宅耐震化促進事業の減額でございます。

教育費国庫補助金、小学校費補助金9,640円、中学校費補助金5,067千円の追加は、GIGAスクール構想による、校内の通信ネットワークを整備するための補助金でございます。

総務費国庫補助金、戸籍住民基本台帳費補助金、個人番号カード交付事業費補助金256千円の追加は、個人番号カードの事務処理件数の増加見込みによるものでございます。

プレミアム付商品券事業費補助金8,529千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

衛生費国庫補助金、清掃費補助金110千円の減額、感染症予防事業費等補助金850千円の減額は、実績による減額でございます。

14ページ、国庫委託金、総務費国庫委託金、選挙費委託金528千円の減額は、参議院議員選挙委託金の確定による減額でございます。

県支出金、県負担金、民生費県負担金、児童福祉費負担金700千円の減額は、児童手当負担金564千円の減額、子育てのための施設等利用給付交付金136千円の減額でございます。

県補助金、総務費県補助金、総務管理費補助金750千円の減額は、和歌山県移住支援事業補助金の減額でございます。

民生費県補助金、社会福祉費補助金、心身障害者医療費補助金は700千円の減額、地域見守り協力員制度補助金2千円の追加は、民生児童委員の改選により、2名増員となったことによる追加でございます。

児童福祉費補助金1,855千円の減額は、ひとり親家庭医療費補助金、在宅育児支援事業費補助金の実績見込みによるものでございます。

衛生費県補助金、清掃費補助金、浄化槽設置整備事業費補助金は110千円の減額でございます。

農林水産業費県補助金、農業費補助金は、経営所得安定対策直接支払推進事業143千円の減額、農業水路等長寿命化・防災減災事業2,037千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

水産業費補助金6,672千円の減額は、実績がございませんでしたので河川流出物等回収事業補助金900千円の皆減、実績による県単港湾施設整備補助金5,772千円の減額でございます。

土木費県補助金、住宅費補助金1,064千円の減額は、住宅耐震化促進事業の減額でございます。

消防費県補助金、消防費補助金90千円の減額は、わかやま防災力パワーアップ補助金の減額でございます。

16ページ、県委託金、総務費県委託金、統計調査費委託金、経済センサス基礎調査100千円の減額、選挙費委託金、県議会議員選挙委託金483千円の減額は、確定によるものでございます。

繰越金、前年度繰越金57,000千円の追加は、財政調整基金へ積立てを行うものでございます。

諸収入、雑入、コミュニティ助成100千円の減額は、王子遊園地の遊具の設置に伴う入札差額によるものでございます。

町債、土木債、公共事業等債、町道吉原上田井線2,800千円の減額は、事業費の減額によるものでございます。

消防債、緊急防災・減災事業債41,600千円の減額は、各事業における事業費の減額によるものでございます。

18ページ、教育債、学校教育施設等整備事業債14,700千円の追加は、校内通信

ネットワーク整備事業に対して、充当率100%でございます。

農林水産業債、公共事業等債、若野頭首工改良事業負担金300千円の減額は、事業費の減額によるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

20ページ、議会費、職員手当等395千円の減額は、新人議員3名の方の6月度期末手当の減額、旅費350千円の減額は、実績による減額でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費3,633千円の減額は、休職中の職員の人件費の減額、需用費1,500千円の減額は、実績見込みによる減額でございます。

財産管理費、委託料6,876千円の減額は、入札差額などによるものでございます。

企画費、委託料572千円の減額は、長期総合計画策定業務委託の実績による減額でございます。

交通安全対策費311千円の減額は、交通指導員の出勤報酬、備品購入費、研修会負担金の実績見込みによる減額でございます。

電子計算費、委託料985千円の減額は、実績見込みによるもの、使用料及び賃借料645千円の減額は、複写機使用料、基幹系共同クラウドシステム使用料の減額は、実績によるもの、情報系PCリース料の減額は、入札差額によるものでございます。

22ページ、地籍調査事業費733千円の減額は、実績見込みや入札差額によるものでございます。

諸費289千円の減額は、御坊広域行政事務組合への負担金の確定によるものでございます。

財政調整基金費2億20,000千円の追加は、不用額とまだ予算化していない前年度繰越金などの財源を積立てするものでございます。

地方創生事業費2,100千円の減額は、共済費、需用費は、実績見込みなどによる減額、負担金補助及び交付金1,000千円の減額は、東京23区から移住してきた方に対するの補助金ですが、移住者がおられませんでしたので減額するものでございます。

プレミアム付商品券事業費8,529千円の減額は、実績により減額してございます。

徴税費、税務総務費1,300千円の減額、賦課徴収費470千円の減額は、実績見込みによる減額でございます。

24ページ、戸籍住民基本台帳費186千円の追加は、超過勤務手当の減額、個人番号カード関連事務委託交付金256千円の追加は、個人番号カードの事務処理件数の増加見込みによる追加でございます。

選挙費、県議会議員選挙費483千円の減額、参議院議員選挙費528千円は、選挙費用が確定したことによる減額でございます。

統計調査費は、需用費で100千円の減額でございます。

26ページ、監査委員費80千円の減額は、実績見込みによる減額でございます。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費97千円の減額は、超過勤務手当は100千円の

減額、地域見守り協力員活動事業3千円の追加は、民生児童委員の改選により、2名増員となったことによる追加でございます。

国民年金費50千円の減額は、超過勤務手当の減額でございます。

老人福祉費10,666千円の減額は、実績見込みによる減額でございます。主なものとして、扶助費では、利用者数の減により老人福祉施設措置費7,840千円の減額、繰出金では、介護保険事務費繰出金1,782千円の減額でございます。

心身障害者医療費1,400千円の減額、地域包括支援センター運営費791千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

28ページ、児童福祉費、児童福祉総務費、工事請負費1,248千円の減額は、王子遊園地におけるちびっこ広場遊具新設工事の入札差額による減額、扶助費5,375千円の減額は、児童手当などの実績見込みによる減額でございます。

児童福祉施設費511千円の減額は、入所人員の減などによる認可外保育所等負担金の減額でございます。

児童措置費500千円の減額は、超過勤務手当は50千円の追加、ひとり親家庭医療費では、実績見込みにより500千円の減額でございます。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費3,257千円の減額は、工事請負費では、庁舎保健室改修工事の入札差額による減額、一般賃金、妊婦健康診査費、不妊治療費などは実績見込みによる減額でございます。

予防費3,635千円の減額は、実績見込みによる予防接種委託料1,470千円の減額、風しん抗体検査委託料1,700千円の減額などでございます。

環境衛生費100千円の追加は、燃料費の追加でございます。

30ページ、墓地基金費264千円の追加は、30年度の墓地関係歳入歳出決算差額を積立てするものでございます。

清掃費、塵芥処理費1,438千円の減額は、指定ゴミ袋の入札差額による減額と清掃センター負担金の確定によるものでございます。

し尿処理費1,687千円の減額は、クリーンセンター負担金は確定によるもの、浄化槽設置整備事業補助は実績による減額でございます。

農林水産業費、農業費、農業委員会費15千円の減額は、超過勤務手当の追加と、旅費は実績による減額、農業総務費190千円の追加は、超過勤務手当の追加でございます。

農業振興費1,993千円の減額は、次世代野菜花き産地パワーアップ事業補助金などの実績による減額、農地費1,981千円の減額は、主なものとして、委託料2,037千円の減額は、ため池ハザードマップ作成業務の実績による減額、負担金補助及び交付金106千円の減額は、事業費の確定による若野頭首工改良事業負担金などでございます。

32ページ、水産業費、水産業振興費3,613千円の減額は、委託料では実績がございませんでしたので、河川流出物等回収事業の皆減、実績による日高港西川地区漁船係留施設整備の減額、使用料及び賃借料は403千円の減額でございます。

商工費200千円の減額は、中小企業・小規模企業振興補助金の減額でございます。

土木費、土木管理費、土木総務費30千円の追加は、超過勤務手当の追加でございます。

34ページ、道路橋梁費、道路新設改良費605千円の減額は、委託料と工事請負費の1,677千円の振替は、町道吉原宮前線の整備に関する振替でございます。次年度へ繰越いたします。

公有財産購入費625千円の減額は、和田西24号線の用地購入費の減額によるものでございます。

河川海岸費、河川海岸保全費は285千円の減額、砂防費は10千円の減額でございます。

住宅費、住宅管理費1,065千円の減額は、実績見込みによる修繕費、清掃手数料の減額でございます。

36ページ、消防費、非常備消防費は、実績見込みによる備品購入費80千円の減額、消防施設費700千円の減額は、修繕費250千円の減額は、実績見込みによるもの、可搬式ポンプ450千円の減額は、入札差額によるものでございます。

災害対策費42,335千円の減額は、報償費100千円の減額は、防災講演会の中止による減額。

委託料17,015千円の減額は、実績や入札差額などによる減額。

工事請負費の防災行政無線デジタル化改修事業20,000千円の減額、備品購入費の災害用備蓄品400千円の減額は、入札差額による減額でございます。

負担金補助及び交付金3,550千円の減額、補償補填及び賠償金の電気設備移転補償費1,270千円の減額は、実績などによるものでございます。

教育費、教育総務費、事務局費150千円の減額、教育諸費150千円の減額は、実績見込みによる減額でございます。

38ページ、小学校費、学校管理費17,688千円の追加は、主なものとして、工事請負費19,280千円の追加は、GIGAスクール構想による、校内通信ネットワーク整備事業でございます。全額、翌年度へ繰越いたします。

その他の減額は、実績見込みなどによるものでございます。

教育振興費730千円の減額は、実績によるもの、中学校費、学校管理費9,397千円の追加は、小学校費と同様に、工事請負費において、GIGAスクール構想による、校内通信ネットワーク整備事業10,135千円の追加でございます。

その他の減額は、実績見込みなどによるもの、教育振興費500千円の減額につきましても、実績見込みによるものでございます。

こども園費、ひまわりこども園費4,202千円の減額は、一般賃金3,450千円の減額が主なものでございます。

保健体育費、学校給食施設費3,000千円の減額は、学校給食数の減による、賄材料費、学校給食校外調理業務の減額でございます。

以上で、歳出の補正についてご説明申し上げました。

添付資料といたしまして、給与費明細書、地方債の現在高の見込に関する調書を添付いたしましたので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は10時55分。

午前十時四十一分休憩

—————・—————

午前十時五十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

これから質疑を行います。9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 37ページの消防費のところの真ん中にあります工事の請負費の防災行政無線デジタル化改修事業、これ17ページにもありますけれども、これについてちょっと具体的に説明願えますか。これ町民に知らせて、改修をして、新しくやり替えるということだろうと思っておりますけれども、もう少し詳しく。それで、どんな方法で町民に案内をするのか。よろしく。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

防災行政無線のデジタル化につきましては、昨年度から工事を着手しております。3か年の事業で、今年度は2年目、令和2年度で完成というような予定となっております。

具体的には、もう老朽化している今の防災行政無線、アナログ方式ですけれども、それをデジタル化に改修すると同時に、机上検討を行い、音達試験などを経て電柱、またスピーカーの設置位置を、もう検討できておりますけれども、設置していきます。

あとは、具体的には戸別受信機の配付についてですけれども、以前防災ラジオとして町内放送が受信できるラジオを配付しておりましたけれども、今回はデジタル化に伴い、戸別受信機を一定の条件以上の方に無償貸与するというふうなことになっておまして、これにつきましては、各自治会で説明会を今実施しているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） これ、そしたら前の古いやつはもう廃棄して、新しい。それ回覧、回ったりしていますよね。新しくするのに申込みというのか、あれ区を通じて来ておるわけなんですけれども、これ、町全体には行き渡らないんですか。町民全体というのか。一般質問でもいろいろ広報の配布についても質問させていただきましたが、これはどうですか、行き渡りますか。

以前の古い場合は知らん家庭がかなりあったんです。そして、古い、空いたやつというのか、今使っているラジオのついたやつですけれども、ちょっと町内放送聞きにくいとい

う家庭もあつたりして、古いのないかということで。また、要らんという人も中にはあるんです。そういう人をそっちへ回してもらったりもしたんですけれども、そこら辺の申込みとか案内方法とか、全戸に行き渡るんですか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

まず、古いラジオについてですけれども、これは美浜町のほうで回収いたします。回収方法につきましては、各集会所に回収ボックスを設置して回収するというふうなところを考えております。ただし、電池、その他ラジオとしての機能はまだ生きておりますので、そのまま引き続きお使いしたい方はお使いしていただいて結構でございます。

次に、戸別受信機ですけれども、今、繁田議員おっしゃられたように、自治会を通じて無償貸与を希望する方に申込用紙を配付しているところでございます。この中で、申込用紙に氏名、また住所、年齢等を記入していただいて配付するというふうなことでございます。

以前、少し説明もさせてもらったんですけれども、基本的には戸別受信機の対応ではなしに、放送全体の対応というふうなことを考えております。そのために音達試験などを行い、電波の伝わり方、音声の聞こえ方というのを現地で調査しております。それに加えて、防災行政メールの登録を皆さんに推進しているところでございます。

戸別受信機の配付の一定条件というのは、60歳以上の方がおられる世帯に無償貸与を考えております。それ以外の方については、先ほども申しました防災行政メール、もしくは音声による確認ということになります。60歳以上の方でも、聞こえるんで要らないよとおっしゃられる方もおられます。そういう方につきましては無償貸与をしないというふうなことで考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 60歳以上ということなんですけれども、これ、町長の施政方針の中にも、一人の犠牲者も出さないという強い決意がございましたけれども、一般質問でもありましたけれども、その案内は全戸に行き渡っていないんです。なぜかといったら、区へ役場から依頼するわけでしょう。区としては区会に入っている家庭にだけそういう案内に行くんです。そしたら、入っていない人は、一人の犠牲者も出さないと言っているんですけれども、そこはちょっと矛盾してきませんか。できるだけそこら辺の対応も町として考えるべきだと思うんですけれども、そこら辺よろしく。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えいたします。

今、地区の中で説明させていただいている中で、そういうふうな話もちらほらと出てきております。また、逆の意見で、まず、その自治会に加入してくれている人というところの把握が大事ではないかというような意見もございます。これに合わせて、町では事業所

というのが町で取りまとめるように考えておりますので、そのあたり、問合せも含めて60歳以上、自治会に加入していない方でそういうふうな方が、60歳以上の世帯の方がおられましたら、当然美浜町のほうへ申出いただいたら配付はできるというふうなことになります。

このことにつきましては、いろいろと新聞であったり、そういうふうなホームページであったりというところを通じて、また、いろいろな広報活動を通じてお知らせしていきたいというふうに考えております。

○議長（谷重幸君） 関連でないですか。2番、高野議員。

○2番（高野正君） 地区の問題ですけれども、要は、うちなんかだったら3月の初めに申込用紙来て、次の日の朝取りに来る。書いていますかって、書いてないの分かっているやん。だから、そんな集め方されても、もう要りませんと言うたんやけれども、結局そうなるんよ。ただ、要る人が要らないことになったらえらいことやと。

だから、うち、案内ようけえへんと。とどのつまり地区へも入っていない。これは当たり前やがな。地区に貢献するしないにかかわらず、地区費払ってやっど地区民よ。地区がいっぱい集まって町になるんよ。だから、地区費払わんと地区民ではない。もらうものだけもらおうか、そういうことはいかがなものかと、反対に俺ら思うで。それが平等なんかいと。じゃ、地区費払っている人どうなんよ。俺ら一斉清掃出ても役に立たんけれども出ていくで。班の掃除当番になったら、集会所掃除ですといたら「はい」と出ていく。行った頃終わっているぐらいや。そやから、どれだけ要る人にお渡しするかよ。それより一番聞きたいのは、60歳以上ただで入る。未満の方は何ぼか取るんかい。頂くんかい。これも高額なものなので、簡単に「はい要るよ」「はいどうぞ」というわけにいかないと思うんです。その辺のところ、ちょっともう一遍説明していただけますか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） まず、配付基準というか、その60歳以上という話でございまして、今、我々としましては、60歳以上の方については無償貸与というふうなことで考えております。それ未満の方につきましては無償貸与はないと。一部頂いての配付も考えておらないということでございまして、そういう方については防災行政メールであったり、そういうふうなところを利用していただくというふうな形で考えております。

今、前段の部分の質問でございまして、議員おっしゃられることよく分かります。なので、これから地区ともお話ししながら、そういうふうな自治会に加入していない方についての把握もしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） 本当言えば、60歳以上から金取ったらええ。若い人はいろいろ、もしものことあったら助けてもらわにやいかん。これは若い人、若い世代の人ほどただで

配って、助けられたら周りの人も助けてやってくださいというのが普通の考え方だと思うんですが、どうですか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

まず、60歳以上ということをございますけれども、もし災害が発生したら、当然おっしゃられるように要支援者というふうな部類に入ってくると思います。逆に我々考えたのは、そういう方が避難行動を起こす際に、やはり遅れるというふうなことも考えられますので、先にそういうふうな情報をキャッチしていただくというふうな旨で、60歳以上の方に無償貸与するというふうにございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 関連。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 今、無償で貸与できる条件として紹介していただいたんですけども、やっぱり今までのラジオの中で使ってる形であると、外でいてないときには非常に有効でありました。なかなかメール等配信されても使いにくいとか、その場に持っていないとか、様々な状態もあると思うので、できれば有償でもその範囲を広げていくような形で利用できるようなことを考えていただけないかなと思うんですけども、いかがですか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

まず、防災ラジオの当時、かなりの件数に配ったというふうにございます。聞こえにくい等、やはりそういう苦情がかなり多くて、外部の付属のアンテナをつけたり、いろいろと試行錯誤してきたわけですけども、今回のデジタル化につきましては、先ほども申しましたとおり、以前であれば聞き取りにくいからここへスピーカーをつけてくださいというような地区要望があればつけたりして、放送設備が一部の地域では多くて、音が混雑している部分が多々あったと思います。そこらを今回のデジタル化によって整理してございますので、音達の部分については十分聞き取れる範囲ではないのかなというふうにございます。

やはり、戸別受信機についても、議員のご意見もございますけれども、やはり一定の部分というところで、今は60歳以上に無償貸与、それ以外の貸与はないというふうにございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 吉原もこの間説明を受けて、私も行ってまいりました。そのときに説明にあったのが、40千ぐらいする機械で、一番最初に2,000台用意されるということをやっと小耳に挟みました。そのときに、ある59歳になったばかりの吉原区民の人が、来年60歳になるんだけど、60歳になったら来年頂けるのかという質問をされました。そのときに担当の人が、今年、余るとかそういうのは抜きにして、2,000

台全部出てしまったら、来年からは今のところは考えてごさいません。考えがあるとすれば、引っ越しされた方か、お亡くなりになられた方の返却の部分が余ってきたら、その方たちのご要望に応じていくこともあると思いますというようなご回答でした。

私、みんな集計してみなければ、2,000台全部出るか、1,000台で1,000台余裕があるかというのは分かりません。だから、この質問はちょっと時期尚早だとは思いますが、60歳になって、もちろん携帯は持っているとは思いますが、やっぱり寝込んだときに、ラジオのいいところは、緊急のときは音が大きくなるという説明があったんです。やっぱり寝込んでしまったら、高齢になってくると耳も不自由になってきますし、ああ、いいなと、それを聞いて高齢者の方々は皆口々に、吉原の場合は言っておられました。そういうことを踏まえながら、2,000台出てしまった後、また60歳になって必要だという方の対策というのは、今、時期尚早かも分かりませんが、お考えを少し伺いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えいたします。

この間の説明会でお答えした部分ではあると思いますが、今議員おっしゃられるような基数を予定しております。それについて皆さんに無償貸与をしていく中で、全てが、必要でないという方もおられると思います、そういうところ、美浜町のほうで一旦保管しまして、そういうふうなところに回していきたいというふうに思います。

今、ちょっとまだその数が限定されておられませんので、ちょっと今回の答弁ではそれぐらいでご理解いただきたいと思います。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 私の捉え方がこれでいいのかお答えいただきたいです。

そもそもこの数億円もかけてされたのは、先ほどの説明によると、音声で全てが補完できるというか、皆さんに情報が伝達できるシステムをとということで、デジタル化をなされたということ、そういう考え方で、なおかつ、その中で今回60歳以上というのは、そのご本人さんの身体的な、いわゆる老化というか、弱いところがあるかも、出てくるかもということで、そういうところに限定をされて、この戸別受信機を配付されると。以前の防災ラジオというのはそもそもアナログ式で、うちなんか全く聞こえませんが、そういうところのために防災ラジオを配ったので、そもそもこの戸別受信機とそれと同列に考えること自体が僕はおかしいというふうに理解しているんですけども、それはそれで間違いないのか。いわゆる音声で全て本当はできるシステムのはずですよね。念のために戸別受信機を配っているという理解。これでよろしいんですよね。お答えください。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えいたします。

まず、デジタル化する目的は、通信手段がアナログからデジタルに変わるというのが1点ございます。それと、議員おっしゃるように、ラジオと戸別受信機というのは同列で

はなく、やはりデジタル化改修を行うに当たり、全てを音声で補完するというふうな考えの下、行っております。ですけれども、やはり山陰になったり、どうしても電波が届かないというふうなところも調査の結果出ているところもあります。そういうところに対しての補完として本来は受信機を無償配付するというところもございます。

それと、先ほど申しましたとおり、そういうふうな避難行動を取る際いうところもありますので、60歳以上の方には配付すると。あくまでも議員おっしゃられるように音声で伝える、その補完として防災行政メール及びこの戸別受信機で対応するというふうな考えでございます。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 今、60歳以上ですけれども、よそから美浜町はいいところだということで土地を買って来られている方、60歳以上の方が多いです。うちの周り見ても。ですから、そういう人とか、空いた家買って入っている人にも、町長の言われるように、私らも区へ入ってくださいよといつも呼びかけをして、なにしておるんですけれども、なかなかちょっとなじみがないんですけどか、班長が回ってきたら困るんですけどか、いろんな理由があって入られていない方もかなりおるんです。

ですから、区で説明会をやりますという案内を出しても、区へ入っている人だけになってきますので、そこら辺もひとつ町のほうで考えていただきたいと。一人の犠牲者も出さないと、こう言われておるんですから、防災の無線でありますから。私、そういう考えでおります。またよろしくお願いします。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 全体的なことをお願いします。

先ほどの課長の説明の中で、今回の補正の大きな目的というか、要因は、令和も元年度の施策なり工事もほぼ出そろって、実績見込みが出そろったと。そういう中で不用額も相当出ています。それと繰越金が57,000千出ていると。それらを合わせて財調へ2億20,000千を積立て、積立てというより、最初出しているわけやから、また元へ戻すということですね。最初、たしか2億50,000千、財調から出ていると思います。今回2億20,000千戻したと。これはいつも今の時期にする手法ですけれども、結局財調トータルから見ると、30,000千、2億50,000千出して今回2億20,000千また戻したと。30,000千、今年に限っていえば財調が減ったということです。この、だから30,000千減った。減るのは覚悟していたと思うんですけども、この数字、2億20,000千財調へ戻せたという、これは当初予算するとき、今年も、来年、毎年そのぐらい1億何千万から20,000千ぐらい戻していると思うんですけども、当初予想した額とほぼ予想額か。いや、当初思っていたよりたくさん戻せたと。2億20,000千戻したということは、当初予想より戻せたと。逆にもっと余ると思っていたけれども、そういういろんな当初の予想あったと思うんですけども、そこ辺り、今の正直な感想で結構です。町長なりそれぞれお立場あるんですけども、会計管理者でも結構で

すから、この2億20,000千の残せたということについての今の率直な感想をお願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 鈴木議員にお答えいたします。

この2億20,000千財調へ戻したということですが、私としましたら、10億持っておきたいという気持ちです。これからの災害、いつ起こるか分からない、いろんなまちの施設がどうなるか分からないので、やはり10億持っておきたいということで、10億、しばらくの間ですけれども、何とか持っているとこのころで、ちょっと少し安心したところではございます。

私の答弁は以上です。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

令和元年度末の残高で、昨年度末と比較しますと30,000千円の減といったところでは、担当課といたしましては、当初の見込み、予測といたしましては、2億50,000千円取り崩して1億50,000千円ぐらい積めたらいいなと思っていたところです。

なぜ、2億20,000千円積めたのかといったところですが、やはり大きな要因というのは、ふるさと納税の関係が主な要因となっております。当初予算につきましては、ふるさと納税で30,000千円予算計上のほうをさせていただきました。その後、12月補正で同額の30,000千円と、1月31日におきましては80,000千円専決処分のほうをさせていただきました、トータルふるさと納税の額については1億40,000千円を見込んでいるところでございます。

1億40,000千円入ってくるわけなんですけれども、実質的な額につきましては、1億40,000千円の4割5分というところで、63,000千ほどが実質的な収入となってくるわけなんですけれども、ふるさと納税以外に内訳としまして、町税のほうでも若干の見込みができるといったところ。また、地方消費税交付金のほうも若干の見込みができるということで、今回2億20,000千円の積立てのほうを行うといったところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 今の説明では、30,000千円令和元年度で減ったと。これが多い少ないというか、その積めた原資にふるさと納税云々で、そのふるさとを応援するために寄附金を頂いてというか、された人にとれば、それが貯金になるのがいい。貯金と言うと語弊ありますが、いわゆる貯金ですよね。そういうのがふるさと納税本旨にかなうんですか。

そういうことは聞いてはいかんのかな。

地方公共団体は、折々に触れて僕、よく皆さんの、先人たち等の教えからもそうですけ

れども、住民サービスを提供するところですよ。ですから、30,000千円残ったからというふうな何か今はそういうふうな話ばかりですが、それだと、今回の全体的に言いますと、ほとんど実績による差額差額ということは、それは実績が少なかった。住民からしたら住民サービスが足らなかったと。自治法の10条2項か。住民は等しく役務の提供を受ける云々とあると思いますが、その辺りが全く不十分だったからたまたまこんな結果になったというお考えにはならないですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、不用額、今回の補正の中で、実績見込みとかにより減額をしているといったところなんですけれども、参考までに平成30年度の決算でいきますと、不用額のほうにつきましては約1億円程度出ているところです。毎年不用額については多くというか、1億円前後毎年出ているところなんですけれども、それが住民サービスの低下につながっているのかどうかと言うたら、私自身はそうではないと思っているところでございます。

予算編成の際におきましても、歳入のほうについては過大に見積もらない、予算不足にならないといったところの予算編成のほうを行います。歳出につきましては、予算不足にならないように、若干多めに予算のほうを計上しているといったところでもございます。

そういったところで、3月末になりますと不用額というのは、当町におきましては1億円程度出ているといった状況でございまして、それが住民サービスの低下にはつながっていないと思っているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴木議員。

○10番（鈴木基次君） 教育予算の中で、小・中学校の扶助費、準要保護が今回実績見込みということで、小学校、中学校、それぞれ不用額になっています。小学校が730千かな。中学校が500千。そういう、だからこの流れから言うと、今やっぱり生活が大変だということで、独り親が増えている中で、毎年増えている傾向の中で、減っているということはいいことだと思うんです。マイナスじゃなくて、こういう家庭が減っているということはいいんです。この減額というのは、家庭が一応当初実績見込みで予算立てたと思うんですけれども、730千、何十万と減っているんで。これ準要保護一人当たりの額が減ったのか。人数が減ったのでこれだけ不用になったのか。ほかにも原因があるのか、ちょっとそれをお願いします。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） まず、小学校費の730千円の減額の準要保護についてですが、議員おっしゃるように人数が減ったということでありまして。当初、大体の実績見込みということで取っておるわけなんです、なおかつ転入者もあるということで、1名程度は余分に予算化しております。事実、この時期になると、ある程度事業が確定してきますので、こういう人数が減ったということで減額となりました。

それと、松洋中学校の準要保護につきましても、同じく人数が減ったということの減額ということでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 減るということはいいことだから、別に減額はいいんですけども、ちょっと1人減ったとか、ちょっと参考のために、大体1人準要保護当たり何人ぐらい出しているのか。現在の人数、小学校、中学校の人数、ちょっと参考のために教えてください。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） まず、小学校の現在の人数ですが、松原について、松原小学校に今13名の方がおられます。それと和田小学校につきましては17名の方がおります。それと、中学校にいきまして、松洋中学校では21名の方、それと付属中にも1名おられます。そういうふうな状況です。

ただ、一人一人の単価というのに関して、ちょっと平均はと今出せないんですが、ちなみに、小学校1年生のときに新入学の生徒の通学、新入学用品のそろえる部分ということで、50千600円ほど出ております。それと、学用品費として11千520円が出ております。それが、2年生になったりとか、その年齢層によってまた変わってくるということもありますので、ひとえにこれが大体平均幾らよというのはなかなか言いにくいんですが、それを積み上げた数字がこの答えとなっておりますので。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 23ページなんですけれども、プレミアム付商品券事業補助金8,529千、これマイナス補正で減らしてはいますが、元々が14,000千。これ使ったのが6,000千ほどということで、使ったより残ったもののほうが多いような形やと思うんです。この理由は、みんなに周知できていなかったか。周知はできてあったけれども、来られなかったか。いろいろあると思うんですけれども、町としてはどういうふうな理由やったとお考えかというのと、どういうふうにすればよかったか。その辺ちょっとあれば教えていただきたい。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

プレミアム付商品券の8,529千円の減額についてでございます。

まず、当初予算におきましては2,000人分を予算計上しておりました。金額につきましては、10,000千でございます。実際対象者につきましては1,776人で8,880千円といったところでございます。

販売結果につきましては、306人、1,471千円といったところで、販売率につきましては17.23%となっております。

なぜこれだけ低かったのかといったことですが、担当課といたしましては、やはり当町においては大型スーパーもございません。また、買物の圏域というのも御坊市内であるため、ちょっと人気がなかったのかなと思っているところでございます。当町だけではなくて、日高管内のほうでもプレミアム付商品券事業は低調であったと聞いてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 2点だけ、21ページの真ん中辺り、需用費のところの光熱水費1,000千円、これ率にしたら十数%も節約されています。何か秘訣というか、そんな手段を取られたのか、十何%も節約できるんだったら、それは横への展開もしていただきたいと思うので、ちょっとお聞きします。

それと、23ページの一番上、この使用料。使用料で減額あるということは、これ従量制で使わなかったからという理解でいいのかどうか。この2点だけです。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、1点目の光熱水費1,000千円の減額についてです。

こちらにつきましては、職員が取り組んでおるんですけれども、クールビズとかウォームビズ、その辺の関係。それと庁舎前のグリーンカーテンの効果。それと室内温度の設定につきましても、夏場でしたら28度。冬場でしたら19度以下とか、そういった効果が出て減額となっていると推測します。

続きまして、使用料の減額についてです。複写機使用料320千円の減額、こちらについては実績による減ということなんですけれども、こちらは、総務政策課と上下水道課の複写機の使用料となっております。上下水道課のコピー機についてですが、令和元年6月に更新のほうをしまして、単価のほう下がったといったところで減額のほうをしております。

続いて、基幹系共同クラウドシステムの使用料71千円の減額、こちらについては、AD2とか財務会計システムの端末の更新による使用料の減となっているところでございます。機器の見直しとか、そういったところにより、少し減額のほうをさせていただいております。

情報系PCリース料254千円の減、こちらについては、入札差額による減となっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） ほかありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は1時30分です。

午後十一時三十五分休憩

午後一時三〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

午前中に続き質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 27ページ、29ページ、同じような趣旨なので、ほかに31ページとか、27ページでは第3款の中での扶助費、ほんで、また一番下、委託料、ケアプランの作成であるとか、29ページの第4款のほう、これ、それぞれ委託料、扶助費、委託料、いずれにしても減額の、先ほど来、全般的に減額の云々という話をして、総務政策課長のほうから、いつもこういう形だと。じゃ、いつもこういう形でいいのか。この減額の中身をしっかりと、当然いろいろされて、減額になっているんだと思うんですけども、それならやはり減額、減額、減額ばかりだとサービスの低下、サービスが不十分だったのではないかと。当然、予算計上しているということは、それだけ計画をしていたわけだと思いますので、それがなし得ていなかったということは、その辺いろんなことを、状況を調べて、積み重ねて、いろんな判断をされてということをしていると思うんですけども、何か先ほど来の答弁では、おしなべてというか、仕方なかったみたいな、それが毎年続いているのであれば、当然何か手を打つ、それこそPDCAではないでしょうかと思うんですが、ちょっと抽象的かも分かりませんが、おのおの、例えば第3款の民生費、老人福祉の措置費、これは当初予算の半額以上ですよ。であるとか、または29ページ下のほうの妊婦健診とか、町づくりとか、町の未来を考えれば、このあたりは追加の補正予算というような形も期待したところでありますが、その辺についてはどのようなお考えですか。それぞれご答弁をお願いします。

○議長（谷重幸君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） お答えします。

順番にいきますと、民生費になります。最後のほうで言われた措置費についてです。これ、扶助費で老人福祉施設措置費で、養護老人ホームの入所者に係る措置費用になります。実際の人数は、年度当初7名おられたんですが、今現在、4名の措置者数であります。要因は死亡によるもので、あと、この減額については、予算時には現人数プラス新たに措置した人数も加えた人数を予算措置しておりますので、現人数以上の人数から、今の現状の人数の差、死亡等による減少による減額によるものです。

最初に言われました委託料、ケアプラン作成委託料ですけども、これは、介護認定を受けて、要支援の認定を受けた方のプランの作成費用です。社協であったり、在介センターであったり、民間さんへの委託料の費用によるものですが、これも当初の予算時の見込み数より少なかったというのが現実で、あと、加えて言えば、うちの包括支援センターの職員も、この作成をしております。この費用については、この予算の支出には表れないので、そちらのほうの数も計画作成件数としてはありますので、それを引いた件数にもなり

ますので、こういった差額が発生しまして、減額をしたものでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 委託料、妊婦健康診査のほうなんですけれども、まず、当初予算で55人、1人当たり受診券14枚分の91,290円で予算取らせていただいているんですが、現在、母子手帳、4月からの発行の手帳の数が30件、現在の出生件数が33件、こういった形で、ちょっと件数のほうが少なくなっていますので、そういった形の減額という形になっております。

妊婦健康診査のほう、扶助費のほうも、そういった同じような理由となっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 物理的という用語弊ありますね、そういう現実的に対象の方が減っていかれたと。それと今、ちらっとケアプランの、これは要支援分だけなん、要介護というのは関係ない。だから要支援分だけのケアプランの作成の委託料ということでもいいんですね。

というのと、それと答弁漏れというか、あれですけれども、29ページ、予防費のほうの委託料、予防接種とか、インフルエンザ、風疹云々、これも対象妊婦の20名ぐらいの減と関連あるんですか。

○議長（谷重幸君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） まず、最初の質問ですが、要支援者に対する要支援の認定に関するものです。

○議長（谷重幸君） 健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 委託料、予防接種の委託料なんですけれども、こちらのほうも、予防接種によりまして、対象者のほうを拾っております。全ての対象者が100%ですと、そういった形になるんですけれども、今現在、ほとんど大体90%ぐらいで推移してきていますので、そういった形の部分になります。

インフルエンザの予防接種のほうにつきましては、もうこちらのほうは1月末で確定しておりますので、接種予定者数から接種済み者数ということで、そちらのほうの確定がありますので、こういった金額となっております。

風疹抗体検査の委託料なんですけれども、こちらのほうも、今年度からの部分になるんですが、対象者数が296人という形に取っております、現在、見込みという形で72人という形、約25%という形になっております。こちらのほうは、対象者が昭和41年4月2日から47年4月1日までの方になるんですが、その世代の抗体保有率が、ほかの世代の方より低いということで、国の補助を受けてやっている事業になるんですが、なかなか、勧奨しているんですけれども、受けていただける方が少ないという状況となっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 21ページなんですけれども、交通指導員出動報酬というところで、200千円ほど残っているんです。これ出動報酬、教えていただきたいんですけれども、例えば消防団1出動2,500円ですかね、それぐらいですよ。というか、200千円という80回の出動、80人の出動とかというふうな感じになるのかなと思うんですけれども、この交通指導員の方々というのは、年間の出動の行事と違って、ほとんど決まっていると思うんですよ。そういう決まった中で、これくらいのもが出てくるというのは、これはどういうことか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、交通指導員出動報酬ということで、1日当たり2千円となっております。

今年度につきましては、夏と冬の街頭啓発が雨天のため中止となりました。その関係が一番、減額の主な要因となっております。

金額のほうも、ちょっと減額の金額、大きいんですが、当初予算の編成のときには、全ての行事に対して交通指導員、現在は14名の方おられるんですけれども、その方が出動した金額を予算計上しているところでございます。

この減額につきましては、やっぱり仕事等で欠席される方もおられます。それをこの3月末のほうで、全て減額のほうをさせていただいたといったところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 今、あれですけれども、1回当たり2千円ということで14名、満で来られて28千円、100出動分と違ってなってくるんだけれども、これ、ちょっと大きく取り過ぎていたとかというのはないですか。どうでしょうか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

当初予算編成時につきましては、2千円掛ける15人の16回分を予算計上しているところでございます。

この16回分については、全ての行事に全員が参加された場合に対しての予算のほうを、計上のほうをさせていただいたところなんですけれども、それが、先ほど言いましたように、仕事等で欠席された方というのも結構おられるところでございます。

それに対して、どれだけ来てくれるのかということもありますけれども、うちの担当課のほうといたしましても、全て全員参加していただきたいという思いもございまして、全て予算計上させていただいたといったところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 31ページ、墓地基金、残額はどれぐらいあって、たしか聞いたような記憶があって、すみません、繰り返しだったら申し訳ございません。何に使おうとか、そのあたりをご説明をと、それと三、四行飛んで、衛生費のところ、浄化槽設置整備事業補助、これはもともと当初の目標というか、件数どれぐらいで、実績はどれぐらいだったというのと、取りあえずそれ、お願いします。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

浄化槽設置整備事業補助については、当初の予定が5基を予定してしていました。実績で、今年度は4基という形になりまして、1基分の減額となっています。

以上です。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） お答えします。

すみません、ちょっと墓地基金の残高ですけれども、記憶であるのが約10,000千円ちょっとやったという記憶あります。

その墓地基金、余った金額をどうするのかという、以前にもご質問あったと思うんですけども、やはり今後、同じ答弁になりますが、訪れるかも分からない南海トラフ巨大地震等の津波で、そういうことが起こった場合に、その基金を活用して復旧するとか、その辺で使えればいいのではないかとということで、墓地管理協議会という協議会があるんですけども、そちらのほうでもそういう話になっています。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 再質問ではありませんが、同じ趣旨をまた聞くんです。

37ページ、消防費の災害対策費、この大きな工事請負費であるとか、そういうところは入札の差益と、それも説明聞いている話なので、いろんな負担金、補助金というところも、軒並みの減額、当初予算からすると結構大きな皆減というようなところもありますし、このあたりについてはどのような評価、どのような対策、どう捉まえているのかというところの説明をお願いしたい。

それと、繰り返しなのであれですけれども、GIGA何とかネットワークの件で、起債100%で、これの償還分に対する算入措置とか、あるのかどうか。

それと、もう一点、ひまわりこども園費で一般賃金が3,450千円もの減額、何とかって細部説明で聞いた記憶があるんですが、1人以上の金額、1人が1年以上の金額やにも思いますし、大きいので、すみません、再度、もう一度ご説明を願いたい。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

GIGAスクールに対しての町債の交付税措置についてですけれども、充当率が100%でございまして、交付税措置が60%となっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） ひまわりこども園の賃金関係なんですが、当初から1.5名の減というところがございます。よって、3,450千円の減額となりました。

以上です。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 災害対策費の補助金及び交付金についてお答えします。

まず、上から地域防災士取得補助金でございますけれども、これ、町内12地区の方々、各地区1名受験、または資格取得を予定しておりましたけれども、今年度は2名でございましたので、その分、実績による減額というところがございます。

次に、非木造住宅耐震診断補助金ですけれども、これについても1件計上をしておったところがございますけれども、対象がございませんでした。

次に、耐震シェルター・ベッド、これも1基の設置を考えておったんですけれども、これにつきましても補助の申請がなかったということで、減額でございます。

あと、次に、感震ブレーカーの補助金ですけれども、感震ブレーカーについては今年度10件予定しておったところですが、実際、実績では1件であったというところがございます。9件分の減額、次に、ブロック塀等撤去改善事業補助金の撤去・改善でございますけれども、これも当初予算におきましては、撤去のほうは10件、昨年度9件ほど実績ございましたので、10件予定しておったところがございますけれども、撤去が7件、それと改善につきましては当初5件予定しておったところで、実績は5件でございます。ただ、補助金額の部分で11千円の減額をさせてもらったというところがございます。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 申し訳ございません。耐震設計改修工事総合型2,332千円の減額ですけれども、これも当初5件の耐震設計改修・建て替えの部分の計上しておったところがございますけれども、実績として3件でございましたので、2件分の減額というところがございます。

総じて、私どももいろいろと啓発等もしておるところですが、実績でこういうような結果になったというようなところがございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 実質的と言われるのは、じゃ次にどうしようという、そういうのが少し欲しかったところであります。あるいはまた、答弁していただけたら。

ひまわりの賃金1.5名減、逆になぜ1.5、この1.5名の減になった原因というのは何かあるんですか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） なかなか言いにくいところもあるんですが、まず、いろいろこの保育士の募集、ひまわりこども園は保育教諭になるんですが、保育教諭の募集という

ようなことをかけると、一斉に臨時の保育士というのが足りないという状況が各町にもあります。そこで、どうしても獲得するために、どうしたらいいのかという中で、例えば賃金を上げてみるとか、そういうような方法で獲得するとか、いろんなやり方があると思うんですが、うちの場合は一応条例で決まっている金額で取りあえず募集しました。決して低い金額ではありません。でも、それへ民間が参入してくると、民間のほうは正規職員として採用するという場合も出てくるので、そういうふうな影響であるのかなと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

まず、防災士の取得につきましては、また自主防災会の総会等もごございますので、積極的にこの補助金を活用していただくようお願いしていきます。

それと、感震ブレーカーのほうも、当初は、最初の頃は何件かあったんですけども、再度これも広報等で防災ひとくちメモ、また、いろんな機会で啓発していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） あまり次こうすると言うのは、次年度予算の話にもなるので、あまりあれですけども、とにかく、せつかく補助制度をつくったんだったら、使い切って、まだ足りないぐらいというふうに、強く優しい町にしてください。

ひまわりのほう、言わんとするところは大体推察つきますが、その募集に関して、美浜町上げる、隣上げるという、こうこうこういうことになるというのはよく分かりますので、ただ、そうすると、この1.5人の減でひまわりこども園はいけたという、そういう理解でよろしいんですか。令和元年度は当初予定していて募集したよりも少ない人員でやってこられたという表現をするのか、仕方がないので何とかやり切りましたという表現になるのか、その辺はどちらなんでしょうか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） 実際に言いますと、何とかやってこられたというのが正直なところですよ。

それぞれの担任等がつくわけなんですけど、担任がどうしても休まなければならないとかいう場合につきましては、当然ながら、その管理職がそこへ入ったり、そういうような形でカバーをしてきたということです。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴川議員。

○10番（鈴川基次君） 今の防災対策ということで、いろいろと補助金出している中で、県並みじゃないですけども、なかなか件数が少なくて不用額になったと、多々あります

ね。これ、先ほど、昨年度実績ということであれば、じゃなくて、こっちの広報をして、何とかこういう対策を立ててもらいたいなという思いも含めて、去年はそんなになかったけれども、今年はある程度していると。昨年度実績、これ全部、この年度初めに立てた件数というのは昨年の実績やったから、これ全部したんですか。じゃなくて、ある程度、去年これだけ実績ないけれども、みんなに防災対策を立ててもらいたいという思いを込めてした数字じゃないかなと思うんやけれどもね。でなかったら、こんなに昨年度実績あんのにから、県並みに多く、そういうなかった、補助も申請がなかったというのは、ちょっと何か、逆に、今一番人気あるんは古家解体と思うんです。古家解体はほんまに僕もいろいろ聞くけれども、申し込んだけれども、限度額は、うちももう四、五年前古家解体申し込んで、その当時は1平米5千円やった。だから、そういう感覚で申し込んでいる人いてるけれども、実際、全部そろってからで予算を割るわけやから、もう半分ももらえんというような実情もあるわけです。だから、どれが、みんなが一番人気があるか、需要があるということ、ある程度計算して予算立てたほうが、需要のある、住民が要求しているところは結構来ると思うんやね。だから、これだけ余っているんだったら、もっと古家解体に予算回しても結果的にええんちゃうかなという気もするんですけども、そこはやっぱり当初予算見積もるときに、ある程度の去年実績が基本になるんは、全ての予算は基本去年実績でするんやけれども、この防災に関してはちょっと、あまり住民の要望とか離れているんで、ちょっと消化し切れずに不用額になったという面があるんちゃうかなという気がするんですけども、そこ辺りどうですか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

補助金については、やはり我々もこれだけブロック塀であったり、感震ブレーカーであったりというのは、以前の大阪の地震、また通電火災、そういうようなことも解消するために必要やということで、昨年度実績以上に見積もっておるところでございます。

もう一件、これだけ不用を出すのであれば、需要の多いほうへ回すのがというようなお話ですけども、これ、古家解体支援事業につきましては、2年ほど前から国庫補助が2分の1出るようになりました。なので、2分の1の補助を用いて事業を行っているわけなんですけれども、国のほうの内示がこういうことでございますので、なかなかそれ以上にというのは、ちょっと厳しいような状況であると考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 10番、鈴木議員。

○10番（鈴木基次君） ということは、古家解体に関しては、国から2分の1をもうているので、1件当たりの限度額というのは、これ以上もう上げるのは無理やという感覚かな。その分は町のほうでその分を、たくさん出た場合、1人当たりが少なくなった場合、町のほうで若干でも、国の補助に合わせて上乗せできんのかなという、それは制度的に無理であれば、それでいいんですよ。国の補助率は決まっているわということはいくぶん分かる

んで、その残りを町で、これだけ人気あって、やっぱり廃屋に近い家は防災対策の上からも早く壊してもらいたいわけやから、そこ辺り、だから今、前段言われた、何とかやっぱり町としてもこの事業は大事やから、期待度込めて、ちょっと多くに見積もったということは、僕はそれはよく分かります。理解できますけれども、全体的なバランスも考えてやってもらいたいなということです。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えいたします。

上乘せというようなことを考えられなくもないところではございますけれども、やっぱり補助金と町の負担分というところで、今後も考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 41ページに関わりますが、ほかにもちょっと重なっているところもあるんですけども、このGIGAスクールの関係で、校内通信ネットワーク整備事業というのが入れられるということなんですけれども、その先々の話なんですけれども、1人1台パソコン、もしくはタブレット導入ということでお聞きするんですけども、この入ってくるだろうパソコンは、生徒1人1台ということは、渡しっきりというのか、それとも学校に保存して、翌年も使っていけるような形ですか、そのあたり、どうなんですか。その維持管理とか、その後の費用について、国が持つのか、それとも、そういうのは我々自治体で持っていくのか、そこら辺、ちょっと気になったもので、お聞きしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） まず、家へ持って帰るのか、学校へ保管するのかというようなところなんですけど、ここの辺につきましては、まだ現時点では決めてはおりません。

それと、最終的な維持管理というようなところになるかと思うんですが、その分につきましては、それも新聞紙上で国が一部出すやとか、そういうふうな話はあるんですが、そこまでは、今のところ何も通達もないような状況です。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 同じく、このネットワーク整備事業のことなんですけれども、どうしてもこれ、せいという形で言われている中で、せなしやあないということで入れられているのかなと思うんですけども、今回の事業については、コンピューター、パソコン等の使いの、導入するために環境を整えるということであれかと思うんですけども、先々の部分については、新たな、先ほどあったように、まだ自治体で持つようなことも考えられるので、維持管理等、その部分についてはちょっとしっかりと、そうでないような形を進めていくような意見を持っていただけたらなと思います。その辺、ご理解お願いしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） この辺に関しては、また説明会等ある中で、県とか、その辺に意見はしていきたいと思いますが、なかなか国の方針というような中で、それを聞いていただけるかというのは、ちょっと分かりかねます。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。

これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第12号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第6号）については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号 令和元年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第13号 令和元年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ85千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を72,705千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰入金、一般会計繰入金85千円の追加は、人件費の追加に伴う一般会計繰入金でございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、施設管理費85千円の追加は、人件費の補正による追加でございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第13号 令和元年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,361千円を追加し、補正後の総額を8億48,132千円とするものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料5,860千円の減額は、特別徴収保険料と普通徴収保険料の調定による減額でございます。

国庫支出金、国庫補助金では、調整交付金1,900千円の減額は変更申請によるもの、介護保険事業費補助金476千円の追加は、国からの介護報酬改定等に伴うプログラム修正料の補助金によるもの、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）358千円の減額は変更申請によるもの、保険者機能強化推進交付金1,247千円の追加は、交付金の確定によるものでございます。

支払基金交付金、介護給付費交付金5,800千円の減額、地域支援事業支援交付金1,169千円の減額、8ページ、県支出金、県補助金、地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業分と以外の分の2交付金で635千円の減額は、いずれも変更申請による減額でございます。

繰入金、一般会計繰入金1,782千円の減額は、事務費繰入金の減額でございます。

繰越金17,142千円は、前年度からの繰越金の残高を全額予算計上してございます。次に、歳出についてご説明申し上げます。

10ページ、総務費、総務管理費、一般管理費1,782千円の減額は、職員手当等では超過勤務手当300千円、賃金で介護認定調査員300千円、旅費100千円、需用費1,000千円、役務費250千円の減額で、実績見込みによるものでございます。委託料では、介護報酬改定等に伴うプログラム修正料で715千円を追加し、介護保険事業計画策定委託料で110千円の減額でございます。使用料及び賃借料で、プロダクト利用料57千円、備品購入費で116千円、負担金補助及び交付金で、御坊広域行政事務組合への負担金264千円の減額は、実績の確定によるものでございます。

保険給付費は、10ページから15ページにかけて、第1項介護サービス等諸費で8,200千円の減額、第4項高額介護サービス費は1,200千円の追加、第6項特定入所者介護サービス等費は1,000千円の減額、第7項介護予防サービス等諸費は300

千円の追加で、いずれも実績見込みによるものでございます。

地域支援事業費では、第2項包括的支援事業・任意事業費は1,157千円の減額、第3項介護予防・生活支援サービス事業費は3,000千円の減額で、いずれも実績見込みによるものでございます。

基金積立金の追加は、介護給付費準備基金に15,000千円を積立てするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 15ページ、この成年後見制度利用支援事業、実績がどれぐらいなのかと、もしよければ、皆さんご存じでしょうけれども、この制度についてどんなお手伝いをするのか、また、制度自体がどのようなとか、ちょっと説明をしていただけたらと思いますが。

○議長（谷重幸君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） ここについてですが、まず、実績は今のところございません。なかなか事例がないというところがありまして、その体制というのも、成年後見制度事業を適用するまでに、相談はあるんですが、それまでの関係者の対応によって解決できているもので、これも今後、高齢者また障害者等、案件等が複雑化してきておりますので、重要な事業になるかと、我々も思っておるところでございます。

具体的には、金銭管理が、認知症等によりまして自分の生活がままならなくなり、また、財産等の管理もできなくなった方に対して公的扶助を行うものでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第14号 令和元年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第15号 令和2年度美浜町一般会計予算についてを議題とします。

なお、一般会計予算の細部説明及び質疑につきましては、ページ範囲を指定して行いたいと思います。

まず、「第1表 歳入歳出予算」「第2表 債務負担行為」「第3表 地方債」、歳入歳出予算事項別明細書及び歳入第1款町税から第13款使用料及び手数料について、細部

説明を求めます。

予算書の1ページから24ページまでです。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第15号 令和2年度美浜町一般会計予算について、細部説明を申し上げます。

令和2年度歳入歳出予算の総額はそれぞれ38億93,370千円で、前年度の当初予算と比較いたしますと4億21,249千円の増額、率にして12.1%の増でございます。前年度の当初予算が骨格予算であったため、大幅な増加となっているものでございます。

なお、肉づけ予算、6月補正後と比較いたしますと、28,513千円の増額、率にして0.7%の増でございます。

6ページに債務負担行為の一覧表、7ページに地方債の一覧表となっております。

「第2表 債務負担行為」につきましては、戸籍総合システムの運営管理料、リース料、ごみ集積場監視カメラ借上料、農業研修センター指定管理料、保安林作業用のダンプの借上料、公民館のAED借上料について、来年度以降必要となる金額を限度額としてお願いするものでございます。

7ページ、「第3表 地方債」につきましては、今年度実施の事業のうち起債を充当するものについて、借入れ限度額などを定めるものでございます。

では、歳入のほうから申し上げます。

11ページから24ページまでの歳入、町税から使用料及び手数料についてご説明申し上げます。

11ページの町税、町民税につきましては、個人分が2億80,400千円、対前年度比では1,100千円の増額でございます。法人分につきましては14,501千円、対前年度比2,500千円の増額を見込んでございます。町民税の合計は2億94,901千円で、対前年度比3,600千円の増額、1.2%の増でございます。

固定資産税は2億44,700千円で、対前年度比では1,100千円の増額でございます。土地では地価の下落、家屋では実績見込みによるものでございます。

国有資産等所在市町村交付金及び納付金は1,510千円を計上してございます。

固定資産税の合計は2億46,210千円で、対前年度比では1,038千円の増額、0.4%の増でございます。

軽自動車税は26,800千円、内訳は、環境性能割600千円、種別割26,200千円でございます。従来の軽自動車税が種別割に名称変更されてございます。

13ページ、たばこ税は24,000千円で、前年度と同額でございます。

町税の合計は5億91,911千円で、対前年度比では5,938千円の増額、率にして1.0%の増で、予算全体に占める割合は15.2%でございます。

地方譲与税、地方揮発油譲与税4,000千円、自動車重量譲与税は14,000千円で、前年度実績及び地方財政計画を勘案し計上してございます。

森林環境譲与税は866千円で、譲与される額は全額基金に積立てを行います。

地方譲与税の合計は18,866千円で、歳入予算全体に占める割合は0.5%でございます。

利子割交付金は1,000千円で、前年度と同額でございます。

15ページ、配当割交付金は3,000千円で、前年度と同額でございます。歳入予算全体に占める割合は0.1%でございます。

株式等譲渡所得割交付金は2,000千円でございます。

法人事業税交付金700千円は、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴い、市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補填措置として、都道府県の法人事業税額の100分の7.7が従業者数に基づいて各市町村に交付されるものでございます。

地方消費税交付金は1億20,000千円で、対前年度比では10,000千円の増額でございます。前年度実績及び地方財政計画等を勘案し計上してございます。歳入予算全体に占める割合は3.1%でございます。

環境性能割交付金は2,000千円を計上してございます。前年度は10月から3月までの6か月分の予算計上でしたが、今年度は年間予算を計上してございます。

17ページ、地方特例交付金は2,000千円で、前年度と同額で前年度実績及び地方財政計画により計上してございます。地方特例交付金の歳入予算全体に占める割合は0.1%でございます。

地方交付税は14億94,229千円で、対前年度比30,498千円の増額、率にして2.1%の増でございます。地方財政計画を勘案し計上してございます。地方交付税の歳入予算全体に占める割合は38.4%でございます。

交通安全対策特別交付金は600千円で、前年度と同額でございます。

分担金及び負担金、分担金、土木費分担金200千円は、小規模土砂災害対策事業に対する分担金でございます。

19ページ、負担金、民生費負担金、社会福祉費負担金1,947千円は、老人福祉費負担金、児童福祉費負担金11,224千円は、広域入所や町内の認可保育所、学童保育に係る自己負担分でございます。

教育費負担金、こども園費負担金は14,622千円、学校給食費負担金29,342千円、滞納繰越分は30千円でございます。

分担金及び負担金の合計は57,385千円で、対前年度比で13,637千円の減額、歳入予算全体に占める割合は1.5%でございます。

使用料及び手数料、使用料、衛生使用料は4,377千円で、斎場や墓地の使用料でございます。

土木使用料12,437千円は、公営住宅使用料、教育使用料1,446千円は、公民館などの公共施設やひまわりこども園のバスの使用料などでございます。

21ページ、商工使用料1,301千円は、前年度と同額でキャンプ場等の使用料でござ

ざいます。

手数料、総務手数料2,630千円は、対前年度比で192千円の減額でございます。

衛生手数料19,786千円は、清掃手数料や畜犬登録等の手数料でございます。

使用料及び手数料の合計は41,977千円で、対前年度比では381千円の増額、歳入予算全体に占める割合は1.1%でございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。2番、高野議員。

○2番（高野正君） あまりこんな聞きたないんやけれどもね。

今、こんな時代でしょう。交付金なんかでも入る入るて、消費税に地方交付税、そうですね、このままでええんかなと思うんですよ。ほかに手打っていますか。だから、そのままこの計画どおり入ってくるものだという判断でよろしいんですか。この歳出からも全部あるんですよ。我々これを判断して、これで判断して、歳出も判断するわけです。それが、入ってくるものが入ってこないよということはないとは思いますが、ないんでしょうね。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

交付金、補助金、負担金等々でございます。それにつきましては、予算編成をする上では、まず地方財政計画というものがございます。それに基づいて予算編成のほうを行う、また、前年度実績とか、その辺を踏まえて、当初予算の編成を行っているところでございます。

しかし、地方財政計画とかで何%増とか、そういうふうになったとしても、前年度実績とか、これはちょっと入ってくるかどうかと、調整されているとか、そういったところについては、過大見積りをせずに、実績で、前年度実績とか、その辺を加味した上で予算計上をしているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） あまり私の言っていることを、なぜかと思っただいていないので、もう一度言います。

コロナウイルス、これだけで、株価どれだけ今下がっているか分かっていますか。これ、もう2か月、3か月続いていたら、令和2年度完璧に入っていますと、何もかも心配せなかんよということなんです。そういうことも含めて考えられているのかなということなんです。

もちろん地方やさかい関係ないよと、それはそうかも分らんけれども、親方くしゃみしたら、子ども風邪引くのは当たり前ですよ。その辺のところを、いま一度、あるかも分らんけれどもということを横っちょにでも置いといて、その影響を受けたらどうするかぐらい、ちょっと考えといたほうがいいですよということなんです。

以上。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

高野議員おっしゃられるように、コロナウイルス等々につきましては、当町におきましても非常に大きな問題と受け止めておるところでございます。その辺につきましても、心配のほうはしているところではございます。

しかし、当町の当初予算の編成につきましては、早いところでしたら、12月末ぐらいから予算編成のほうを組んでいるところではございます。2月の初めぐらいに町長査定ということで、最終のほうを決定していくわけなんですけれども、今後、国のほうで大きな動き等々ございましたら、補正のほうとか、その辺で対応のほうをしていきたいと考えているところではございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 18ページの地方交付税、自分の一般質問でもいろいろとお聞きもしているところでありますが、できますれば、今回については、小学校のところですか。それについての算定額であるとか、また、算入の項目、係数を事細かには申しませんが、そのような形で、今回の点ではどれぐらい見積もられているのか、即答しなくても結構です。明日でもあさってでもあるんでしょうから、できますれば、口頭より文書でいただきたいので、その辺をお聞きします。

次には、もう一点は20ページ、こども園費負担金のところ、これ、大きな額、違いますよね、今までと。ざくっと言えば、令和元年の当初からすると10,000千円ぐらい、当然、短時間児保育料という計上はないですし、長時間についても、頭の1が消えているぐらい、歳入に差がございまして。それはなぜかというところと、それと、あと2点、すみません、保育所運営費、これは以前、こじか園の運営費の町の負担分、多分これ四分一だと思うんですけども、それからすると、あの園は本年度におくと、運営費としては90,000千円ぐらいが見込まれるということではよろしいのでしょうか。

最後に、この給食費の歳入が、負担金がこれだけということは、3倍近く値上がりしたんでしょうかね。それか私の参考している数字が悪いのか、その辺、ちょっと分からないんですけども、このこども園給食費の負担額六百八十何がしについてと、説明を願いたい。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） まず、保育料の額が下がったというようなことなんですけど、これにつきましては、昨年の10月の3歳から5歳児の保育料無償化ということによって、その分が減ったということです。それで、当然、短時間児というのは3歳児から5歳児なんで、全てがなくなったということではございます。

それと、こども園費の保育所運営費でよかったんですかね。このこども園費の保育所運営費というのは、美浜町以外の方がひまわりこども園へ入所している分の保育所の運営費ということで、3,646千円を取っておるということです。

それと、こども園の給食費が増えたというようなことだったと思うんですが、これにつきましては、同じようなことになるんですが、保育所の無料化によって、もともと長時間児の保育料の中に副食費というのが含まれておりました。その副食費が、この改正によって含まれなくなったということで、長時間児の子どもも給食費を納めてもらうというような形で、金額が増えたということでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 令和2年度の普通交付税のうち、小学校費について、どのぐらい措置されているよといった質問でございますけれども、令和2年度の基準財政需要額が約21億50,000千円程度でございます。そのうち、収入額が約6億50,000千円程度といったところで、そこから臨時財政対策債の振替が74,000千円ほどございまして、それに基づいて普通交付税というのが算定されてくるわけなんですけれども、その基準財政需要額のうち、約53,000千円ぐらいが小学校費の措置費となっているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 保育所運営費については、失礼をいたしました。

そうすると、消えた短時間児保育料、無償化になった分ですね。それと、長時間のほうも10,000千円ぐらい、その部分はどこからお金入ってくる、全部町の持ち出しなのか、その辺の点と、それと今、総務政策課長、小学校として53,000千円、これは2校で、仮の話、1校になると半額の26,500千円というような形になるんですかね。ならないということであれば、その辺の何か分かるような文書を、また、今とか、この本議会中とかは申しませんが、お示しをいただけるとありがたい。

ついでにと言ったら何ですが、そうなら、うちの大きな認定保育所であるこじか園さん、ここへの町の4分の1、運営費の負担という額は、それはどこかに計上はされているんですか。それとも、私の質問の仕方が悪いのかな。その額について知りたいんです。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） 交付税の話は、僕からではなくて、総務政策課長にお願いしたいと思うんですが、補助金の関係の、こじか園の関係ですが、これについては、厳密に言うと、国からの補助金、後から出る国庫補助金の2分の1と県の4分の1、それで町の負担分が4分の1ということになっております。

ただ、そこで、これも後の交付税の関係と同じになるんかも分らないんですが、保育料の部分に関しての、町が負担している4分の1分、ということは、これが無償化になったために減額されたということになるんで、その分については交付税措置なりの中でやっていただけるものだと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、令和元年度につきましては、地方特例交付金で、その部分が幼児教育の無償化について当町のほうに入ってきてございます。その金額につきましては、6,456千円ということで、令和元年の9月議会のほうで補正のほうをさせていただいているところでございます。

令和2年度以降につきましては、普通交付税により算入されることとなっております。その普通交付税につきましては、本年の7月が本算定ということで、どれだけ需用額に算定されるのかというのは、現在のところ、まだ決まっておりません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 今の、先ほど教育課長の答弁にあった2分の1、4分の1、4分の1ですけれども、その分が全部無償化になるんですか。ならへんね。何かご答弁では、その分は無償化になるから何とかというふうに、僕はちょっと理解したんで、そうではないですよ。その4分の1の額を知りたいなと思ったということなんですけれども、はい。総務政策課長、小学校の26,500千円になるのかという話は。また、いろんな算定の基準であるとか、その辺、ちょっと文章にまとめて、また頂けたらと思うんですが、総務政策課長、どうですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 資料のほうは、後ほど提出のほうをさせていただきます。

1校になったら、どれだけ交付税措置されるんだということですが、先ほど申し上げました53,000千円については2校分でございます。

それから、学級数とか、学校数に対して経過措置等々ございますけれども、その経過措置が終了後につきましては、1校で約40,000千円程度となります。

差額につきましては、2校から1校になることに伴いまして13,000千円の差額となります。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） すみません、先ほどの答弁、すみませんでした。

それにつきましては、当然、運営費がありまして、運営費から国の定める徴収額、これはゼロから2歳児が対象になってくると思うんですが、その徴収額を引いた分が、国庫補助金と県の補助金が入ってくるということになっております。4分の1に関しては、持ち出しというようなこととなります。

以上です。

○議長（谷重幸君） その4分の1、額。

○教育課長（太田康之君） 次にいくんですが、国庫補助金の中で、この全部の額という

と、なかなか合算でいっているんで、なかなか難しい。算定した中で言いますと、15,024千円、15,000千円ぐらいの中の2分の1と4分の1、これ、約という言い方するんですが、ゼロから1、2歳というところに対しては、2分の1より若干多めに国から入ってくるようになっております。逆に、県の補助金は4分の1より若干、ゼロから1、2歳は少なくなると。厳密に4分の1、2分の1ではないということです。こういう形で入ってくるというような感じになります。15,000千円ぐらいです、運営費として。

○議長（谷重幸君） ほか、いいですか。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

午後二時四〇分延会

再開は明日18日午前9時です。

お疲れさまでした。